# 機関リポジトリ推進委員会規程

平成 25 年 7 月 30 日 制 定

(設置)

第1条 連携・協力推進会議のもとに、機関リポジトリ推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と国公私立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する協定書」の第2条第1項に掲げる事項のうち、(2)「機関リポジトリを通じた大学の知の発信システムの構築」に関する事項を企画・立案し、学術情報の円滑な流通及び発信力の強化にかかる活動を推進することを目的とする。さらに、同項の(4)「学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成」および(5)「学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進」について、(2)に関連する活動を推進するものとする。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 国公私立大学図書館の職員
  - 二 国立情報学研究所の職員
  - 三 その他連携・協力推進会議の委員長が必要と認めた者
  - 2 委員は、連携・協力推進会議の委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任 を妨げない。

## (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 委員長の任期は、選出後から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(作業部会)

- 第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会の設置期間は、設置の都度これを定める。
- 3 作業部会に主査を置く。主査は、委員会の委員の中から、委員会の議を経て委員長が 委嘱する。

- 4 作業部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 国公私立大学図書館の職員
  - 二 国立情報学研究所の職員
  - 三 その他委員長が必要と認めた者
- 5 作業部会委員は、作業部会主査の推薦により、委員長が委嘱する。
- 6 作業部会の運営に関する細則は、別に定める。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定める。

## 付 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。